

学校関係者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応について

令和5年5月8日時点
丹波市教育委員会

1 基本的な考え方

学校関係者の感染が判明した場合、丹波市教育委員会、学校医、学校が連携をとり、3の対応を行う

2 学校関係者の定義

学校関係者とは小中学校の児童生徒及び教職員をいう

3 学校関係者に感染が確認された場合の対応

(1) 学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、学校は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、年次休暇等の取得や在宅勤務等により出勤させないようにする。

(2) 感染者の出席停止期間について

- ・有症状の場合、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。

- ・無症状の場合、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。

(※詳細は、令和5年5月2日付け丹教学校第431号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」を参照)

(3) 学級閉鎖等の判断

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ・その他、丹波市教育委員会で必要と判断した場合
- (※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く)

※同一学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合でも、その児童生徒間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっている恐れがない場合は学級閉鎖を行う必要はない。

(4) 臨時休業等の判断

学校で家庭内感染ではない感染者が発生し、校内で感染が広がっている可能性が高い場合、市教委が、健康福祉事務所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の可否を判断する

(5) 保護者及び関係機関への連絡

ア 全保護者へメール配信等により連絡する

イ **教育総務課**学校給食係へ連絡する

(6) 臨時休業中等の対応

- ア 電話連絡等による児童生徒の健康観察
- イ 1人1台タブレット等による学習保障

4 感染確認等の連絡の徹底

児童生徒（保護者）又は教職員の感染が判明した場合は、速やかに学校に連絡していただくようにする。